

改・法 マイナンバー？

いつもお世話になっております。

最近、マイナンバーという言葉をよく耳にされるようになったでしょうが、今年の10月にはもう順次個人の手元に届くマイナンバーがあります。その法律の一部を改正するといふいわば『マイナンバー改正法』という案があります。どのようなものかといいますと、主な改正部分は三点といわれています。

① 預金口座へのマイナンバーの付番

- ・ 預金金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ・ 社会保険制度における資料調査、税務調査に活用する。



② 医療などの分野における利用範囲の拡充等

- ・ けんぽ組合等が行う特定健康診査情報の管理に使用する。
- ・ 予防接種履歴について地方公共団体間での情報連携に使用する。

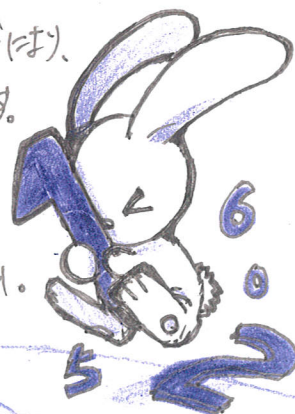
③ 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ・ 公営住宅の管理に加えて、特定優良賃貸住宅の管理に使用する。
- ・ 条例で独自にナンバーを利用する場合でも情報連携を可能にする。
- ・ 雇用、障がい者福祉施設等の分野にて利用事務、情報連携をおこなう。



いかがでしょうか、改正法。年金機構による情報漏洩(はり)、改正法の審議は先延ばしにされるのではないかと話があります。

広い分野で共通のナンバーを用いて一括管理はとても便利に思います。ですが、情報の管理はその分とても難しいものになります。賛否が分かれる案とは思いますが、皆様はどう思われるでしょうか。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。